

第25期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第25期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）

サンネクスグループ株式会社

1 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社が会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員及び従業員並びに当社子会社役員及び従業員に対し、職務の執行の対価として発行した新株予約権の状況は以下のとおりであります。

名称	新株予約権の割当日	新株予約権の個数及び1個当たりの株式数	目的となる株式の種類及び数	発行価額(新株予約権1個当たり)	行使価額(株式1株当たり)	行使期間
第7回 新株予約権	2012年 6月12日	165個 (1個当たり 400株)	普通株式 66,000株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2012年 6月12日から 2042年 6月11日まで
第10回 新株予約権	2012年 10月25日	146個 (1個当たり 400株)	普通株式 58,400株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2012年 10月26日から 2042年 10月25日まで
第13回 新株予約権	2015年 10月30日	65個 (1個当たり 400株)	普通株式 26,000株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2015年 10月30日から 2045年 10月30日まで
第15回 新株予約権	2016年 4月14日	23個 (1個当たり 400株)	普通株式 9,200株	無償	0.5円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は0.5円とする。	2016年 4月15日から 2046年 4月14日まで
第19回 新株予約権	2016年 10月31日	30個 (1個当たり 400株)	普通株式 12,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2016年 11月1日から 2046年 10月31日まで
第22回 新株予約権	2017年 10月26日	43個 (1個当たり 200株)	普通株式 8,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2017年 10月27日から 2047年 10月26日まで
第25回 新株予約権	2018年 10月25日	67個 (1個当たり 200株)	普通株式 13,400株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2018年 10月26日から 2048年 10月25日まで
第26回 新株予約権	2018年 10月25日	2個 (1個当たり 200株)	普通株式 400株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2018年 10月26日から 2048年 10月25日まで
第27回 新株予約権	2019年 10月25日	611個 (1個当たり 100株)	普通株式 61,100株	無償	1,031円	2021年 11月1日から 2023年 10月31日まで

名称	新株予約権の割当日	新株予約権の個数及び1個当たりの株式数	目的となる株式の種類及び数	発行価額(新株予約権1個当たり)	行使価額(株式1株当たり)	行使期間
第28回 新株予約権	2019年 10月25日	73個 (1個当たり 200株)	普通株式 14,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2019年 10月26日から 2049年 10月25日まで
第29回 新株予約権	2019年 10月25日	3個 (1個当たり 200株)	普通株式 600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2019年 10月26日から 2049年 10月25日まで
第30回 新株予約権	2020年 10月23日	1,001個 (1個当たり 100株)	普通株式 100,100株	無償	1,023円	2022年 11月1日から 2024年 10月31日まで
第31回 新株予約権	2020年 10月23日	78個 (1個当たり 100株)	普通株式 7,800株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2020年 10月24日から 2050年 10月23日まで
第32回 新株予約権	2020年 10月23日	140個 (1個当たり 100株)	普通株式 14,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2020年 10月24日から 2050年 10月23日まで
第33回 新株予約権	2021年 10月27日	70個 (1個当たり 100株)	普通株式 7,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2021年 10月28日から 2051年 10月27日まで
第34回 新株予約権	2021年 10月27日	140個 (1個当たり 100株)	普通株式 14,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2021年 10月28日から 2051年 10月27日まで
第35回 新株予約権	2022年 3月18日	1,015個 (1個当たり 100株)	普通株式 101,500株	無償	1,098円	2024年 4月1日から 2026年 3月31日まで
第36回 新株予約権	2022年 10月27日	79個 (1個当たり 100株)	普通株式 7,900株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2022年 10月28日から 2052年 10月27日まで
第37回 新株予約権	2022年 10月27日	144個 (1個当たり 100株)	普通株式 14,400株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	2022年 10月28日から 2052年 10月27日まで

名称	新株予約権の割当日	新株予約権の個数及び1個当たりの株式数	目的となる株式の種類及び数	発行価額(新株予約権1個当たり)	行使価額(株式1株当たり)	行使期間
第38回新株予約権	2022年10月27日	1,337個(1個当たり100株)	普通株式 133,700株	無償	951円	2024年11月1日から 2026年10月31日まで

(注) 上記表の株式数は、以下の株式分割の分割後の株式数に換算して記載しております。

2012年5月1日付株式分割(株式1株につき2株)

2016年10月1日付株式分割(株式1株につき2株)

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役(社外取締役・監査等委員を除く) 社外取締役(監査等委員を除く)		取締役(監査等委員)	
			保有人数	個数	保有人数	個数
第7回新株予約権	85個	普通株式 34,000株	1人 1人	55個 30個	0人	0個
第10回新株予約権	70個	普通株式 28,000株	1人 1人	48個 22個	0人	0個
第13回新株予約権	31個	普通株式 12,400株	1人 1人	26個 5個	0人	0個
第15回新株予約権	10個	普通株式 4,000株	1人 0人	10個 0個	0人	0個
第19回新株予約権	7個	普通株式 2,800株	1人 1人	5個 1個	1人	1個
第22回新株予約権	9個	普通株式 1,800株	1人 1人	5個 2個	1人	2個
第25回新株予約権	17個	普通株式 3,400株	1人 1人	9個 4個	1人	4個
第28回新株予約権	27個	普通株式 5,400株	1人 1人	16個 2個	2人	9個
第31回新株予約権	78個	普通株式 7,800株	1人 2人	40個 16個	2人	22個
第33回新株予約権	70個	普通株式 7,000株	1人 2人	35個 14個	2人	21個
第36回新株予約権	79個	普通株式 7,900株	1人 2人	35個 14個	3人	30個

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権の状況

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数	
第37回新株予約権	144個	普通株式 14,400株	当社執行役員 当社子会社取締役	7人 1人
第38回新株予約権	1,407個	普通株式 140,700株	当社従業員 当社子会社従業員	38人 299人

2 業務の適正を確保するための体制

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレートガバナンスの確立は不可欠と認識しております。2016年6月には当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、適宜、改定を行ってまいりました。当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会規程はじめ社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

当社は、執行役員制度を導入しており、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

当社及び当社子会社の取締役・執行役員及び従業員に期待する行動指針の一つとして「サンネクスタグループ行動規範」を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当執行役員を任命し、取り組む。担当執行役員は、当社及び当社子会社の取締役・執行役員及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各社及び各部門の責任者は、各社及び部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口と、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報をしやすい環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

グループ内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門担当執行役員を主管とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。

責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査等委員会からの閲覧要請に速やかに対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

グループ内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関との連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策について、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。

取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。

実態的にグループ全体のリスク管理を行う機関として、グループ経営会議にてグループ各社及びグループ全体のリスクアセスメント、リスク管理状況のモニタリング等を行い、重要なリスクについては取締役会等に報告を行う。

また、危機管理規程に基づき、グループにおける経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、当該会社及び当社に対策本部（本部長は代表取締役社長）を設置して迅速・的確な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループの経営に関する業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、当社及び当社子会社の取締役の職務執行状況の監督を行い、経営状況の報告を受ける。

また、当社及び当社子会社において月1回以上経営会議を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。

業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、グループ経営会議において、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

(7) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう協議・意思決定・監督を行う。

グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、グループ共通課題並びに当社及び当社子会社の業務執行状況・業績・課題について情報共有・審議・方針決定を行うグループ経営会議を毎月開催し、適宜、取締役会に報告する。

監査等委員会及びグループ内部監査室は定期的な監査を行うものとする。

また、取締役会及び監査等委員会の機能発揮に向け、グループ内部監査室は、取締役会に定期的に直接、報告を行うものとする。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社はもとより当社子会社も含むグループ全体の監査業務を当社監査等委員会が遂行していくため、監査等委員会の職務（監査業務）を補助すべきスタッフを置く。

(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査等委員会を補助するスタッフは、監査等委員会の指示に従い業務を遂行し、当該の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とする。

(10) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、当社及び当社子会社の、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する執行役員は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査等委員会へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、グループ全体・全社の内部監査を実施するグループ内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じてグループ内部監査室に調査を求める。

また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。

3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社におけるステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動等について価値観を示したグループ行動規範を定め実践し、各社各事業所への掲示及び毎年、全役職員自身による行動チェック（評価）等、組織的な啓発等により、その浸透を図っております。

また、当社及び当社子会社の全役職員を対象に、理解度テストを織り込んだコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着と運用の徹底を図っております。

毎月の経営会議等において、コンプライアンス活動状況を確認のうえ、全員による情報共有・協議を行う等、執行部門による第1ディフェンスのみならず、管理部門による第2ディフェンスを加え、法令遵守体制の整備・推進に努めております。

コンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセス機動性の向上のために、社内相談・通報窓口のホットラインと、社外の法律事務所を窓口とするコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、安心して相談できる窓口として機能させております。併せて、毎月の経営会議で両ホットラインへの通報受付状況を確認するとともに、適宜、取締役会にも報告しております。

また、法令及び定款の遵守状況の有効性については、第3ディフェンスとなるグループ内部監査室にて当社及び当社子会社全社の監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、社内規程に従い適正に保存・管理され、取締役（監査等委員である取締役を含む）が常時閲覧できる体制となっております。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制システムについて定期的に見直しを図り、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会にて確認しております。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示をすべく、「情報開示内容確認書（チェックリスト）」等を活用した、複数部門によるダブルチェック・牽制体制を整備しております。

また、グループ内部監査室は監査を実施し、是正・改善の必要があれば、部門にて対応のうえ、報告を受け、対処しております。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関して、基本方針を社内外に示すとともに、グループ行動規範及び反社会的勢力排除規程等において反社会的勢力との関わりについて定め、社内研修等の実施を通して、全社的に取り組んでおります。

また、外部専門機関との連携により情報収集を行い、新規取引先についてはその都度反社会的勢力でないことを確認し、かつ全取引先を対象とした定期的な確認を行うことで、当該取引を未然に防止するとともに、(万が一) 事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築しております。

(5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社(持株会社)はじめ、全ての事業会社において、毎月、リスクアセスメント、リスク管理状況を確認・審議後、取締役会では、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報等に関わるリスクについて、統合的リスク管理の下、必要な対応策の制定及び実施状況の監督等を行っております。

また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が担っており、経営上の不測の事態に備え、体制を整備しております。

(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各社の取締役会規程及び経営会議規程に則り、当社においては定時取締役会を毎月開催し、各議案についての審議・決議、業務執行の状況等の監督を行っております。

さらに、当社においては経営会議を月2回、当社子会社においては経営会議を月1回又は2回開催し、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。

社内規程に関しては、当社及び当社子会社において適時適切に見直しております。

当社グループ全体の中期経営計画を策定・開示のうえ、その進捗状況を定期的に検証のうえ、その達成に向けた対策を講じ、取締役会で見直しの要否も含めて審議しております。

(7) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の事業内容及び業績については、毎月開催する子会社の経営会議(当社執行役員クラスが同子会社取締役として参加)にて報告・審議・決議の後、情報共有・審議し、当社取締役会にて定期的に又は特別に報告を受け、重要事項について協議・審議を行っております。

当社子会社に共通もしくはグループ経営に関する事項全般の統括を当社管理部門が担い、当社子会社の経営の自主性を尊重しつつ、報告・協議等密接に連携をとっております。

また、グループ内部監査室は、当社及び子会社の監査を行い、グループ経営に則したモニタリングを実施するとともに、適宜、常勤監査等委員と適切な連携をとっております。

加えて、グループ内部監査室は、原則として毎四半期、直接、取締役会に内部監査結果等を報告しております。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、常勤監査等委員の求めに応じて監査等委員会の職務を補助する従業員を専任で置いております。

(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する従業員の任命、人事異動及び人事評価に関しては常勤監査等委員が行う等、独立性を確保しております。また、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するために、当該従業員は常勤監査等委員と同じ職場に常駐して常勤監査等委員の指示に従って行動しております。

(10) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役である監査等委員全員が当社取締役会に出席し意見を述べるとともに、常勤監査等委員が当社子会社の経営会議等、「内部統制システム構築の基本方針」に定める重要な会議に出席することにより、取締役、執行役員及び従業員から業務の執行状況など必要な報告を受け、毎月開催する監査等委員会において適宜、情報共有をしております。また、常勤監査等委員が重要な決裁書類及び関係資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しております。

監査等委員は、監査等委員会において、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員より報告を受けております。特に、監査等委員等に内部通報を行った者に、通報したことを理由としていかなる不利益を課してはならない旨を「内部通報規程」に定める等、これを周知徹底しております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は、グループ内部監査室の会議に出席し、報告を聴取、必要に応じて調査を求めるなど、緊密な連携を保っております。

また、全監査等委員は監査等委員会において、会計監査人から期初及び四半期ごとに報告を聴取し、意見及び情報の交換を行っております。

なお、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、「監査等委員会監査等基準」に基づいて、速やかに処理しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年7月1日残高	972,383	727,333	5,580,378	△1,187,197	6,092,898
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	15,649	15,649			31,299
剰余金の配当			△327,188		△327,188
親会社株主に帰属する当期純利益			486,079		486,079
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	15,649	15,649	158,891		190,190
2023年6月30日残高	988,033	742,983	5,739,269	△1,187,197	6,283,089

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2022年7月1日残高	1,262,307	127,978	7,483,184
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			31,299
剰余金の配当			△327,188
親会社株主に帰属する当期純利益			486,079
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△261,375	24,206	△237,168
連結会計年度中の変動額合計	△261,375	24,206	△46,978
2023年6月30日残高	1,000,932	152,184	7,436,206

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	日本社宅サービス株式会社 クラシテ株式会社 クラシテ不動産株式会社 株式会社スリーS
---------	----	---

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
---------------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。
------------	-----------------------

2) 棚卸資産

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
建物 (建物附属設備は除く)
 - イ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの旧定額法
 - ロ 2007年4月1日以降に取得したものの定額法建物以外
 - イ 2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法
 - ロ 2007年4月1日以降に取得したものの定率法ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。
- 2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- 3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 4) 株主優待引当金 株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

1) 社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業は、主に社宅管理事務代行のサービスであり、社宅に関わる賃貸借契約、賃料等の支払い業務、解約時の精算業務等を行っております。社宅マネジメント事業における履行義務は、主として、それらの役務が提供された件数実績等に応じて履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2) マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業は、マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等のマンション管理の総合的管理業務を行っております。マンションマネジメント事業における顧客との履行業務は、マンション管理の実施計画に基づいて管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することにあります。そのため契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

マンションの修繕工事を請け負う事業については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

また、当連結会計年度より、明瞭性を高めるため、「前受金」を「契約負債」として表示するとともに、実態をより適切に表示させるため、流動負債の「その他」の一部を「営業預り金」に含めております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 98,672千円

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異に対して、将来年度の課税所得の見込額に基づいて回収可能性を判断しております。将来年度の課税所得の見込額については、各連結子会社における過去実績の分析や外部環境予測等を踏まえて作成した事業予算を基礎として算出しております。

なお、経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 334,204千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(投資有価証券評価損)

当社が保有する投資有価証券の一部（市場価格のない株式等2銘柄）について、実質価額が著しく下落したため、投資有価証券評価損128,000千円を計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,692,700	57,000	－	10,749,700

(注) 発行済株式の増加57,000株は、2022年9月28日開催の取締役会決議に基づき2022年10月27日に発行いたしました譲渡制限付株式の増加16,800株及びストックオプション行使40,200株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,632,636	－	－	1,632,636

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	163,081	18.0	2022年6月30日	2022年9月29日
2023年2月6日 取締役会	普通株式	164,107	18.0	2022年12月31日	2023年3月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	173,224	利益剰余金	19.0	2023年6月30日	2023年9月27日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第7回 ストックオプション	第10回 ストックオプション	第13回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	66,000株	58,400株	26,000株
新株予約権の残高	165個	146個	65個

	第15回 ストックオプション	第19回 ストックオプション	第22回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,200株	12,000株	8,600株
新株予約権の残高	23個	30個	43個

	第25回 ストックオプション	第26回 ストックオプション	第27回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	13,400株	400株	61,100株
新株予約権の残高	67個	2個	611個

	第28回 ストックオプション	第29回 ストックオプション	第30回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,600株	600株	100,100株
新株予約権の残高	73個	3個	1,001個

	第31回 ストックオプション	第32回 ストックオプション	第33回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	7,800株	14,000株	7,000株
新株予約権の残高	78個	140個	70個

	第34回 ストックオプション	第35回 ストックオプション	第36回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,000株	101,500株	7,900株
新株予約権の残高	140個	1,015個	79個

	第37回 ストックオプション	第38回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,400株	133,700株
新株予約権の残高	144個	1,337個

(注) 第35回、第38回ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び営業立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、営業預り金及び契約負債は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来し、その支払期日に支払いができなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、原則として当該債権の取扱い部門が主管部門となり、取引先の業績状況等を定期的にモニタリングするとともに、その取引先の回収期日及び残高等を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図るための管理体制をとっております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券のうち上場株式については、主に業務上で関係を有する企業の株式であり、毎月時価の把握を行っており、四半期決算ごとに把握された時価について取締役会等の会議体に報告されております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

借入金は、そのほとんどが社宅管理事務代行業に伴う1ヵ月未満の短期借入金であり、事務代行の処理に合わせて資金繰り管理を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません（（注）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、営業立替金、買掛金、未払金、営業預り金、契約負債については短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	1,613,430	1,613,430	—
資産計	1,613,430	1,613,430	—

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式等	32,097

これらについては、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,613,430	—	—	1,613,430
資産計	1,613,430	—	—	1,613,430

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント（千円）			合計 （千円）
	社宅マネジメント 事業	マンション マネジメント事業	インキュベーション 事業	
一時点で移転される財又はサービス	3,681,782	1,269,036	239,644	5,190,463
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	383,598	2,555,572	193,762	3,132,933
顧客との契約から生じる収益	4,065,381	3,824,608	433,407	8,323,397
その他の収益	－	23,846	－	23,846
外部顧客への売上高	4,065,381	3,848,454	433,407	8,347,243

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	297,893千円
契約負債（期末残高）	356,857千円

契約負債は、主に、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引額

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	798円94銭
(2) 1 株当たり当期純利益	53円39銭

株主資本等変動計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2022年7月1日残高	972,383	719,633	7,700	727,333	4,494,743	4,494,743	△1,187,197	5,007,264	
事業年度中の変動額									
新株の発行	15,649	15,649		15,649				31,299	
剰余金の配当					△327,188	△327,188		△327,188	
当期純利益					557,078	557,078		557,078	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	15,649	15,649	－	15,649	229,890	229,890	－	261,189	
2023年6月30日残高	988,033	735,282	7,700	742,983	4,724,634	4,724,634	△1,187,197	5,268,453	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2022年7月1日残高	1,262,615	127,978	6,397,857
事業年度中の変動額			
新株の発行			31,299
剰余金の配当			△327,188
当期純利益			557,078
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△261,375	24,206	△237,168
事業年度中の変動額合計	△261,375	24,206	24,020
2023年6月30日残高	1,001,239	152,184	6,421,878

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
以外のもの により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

ロ 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ④ 株主優待引当金 | 株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料等及び受取配当金となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,725千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺し、貸借対照表には繰延税金負債403,009千円として計上しております。

② 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

連結注記表3.会計上の見積りに関する注記に記載している事項と同一のため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,823,261千円

このうち、実質価額が著しく低下している関係会社株式として、株式会社スリーSの株式69,088千円が含まれております。

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

非上場の関係会社に対する投資等について市場価格のない株式等は、実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて評価損を認識することとしております。

当事業年度末において、連結子会社の投資において実質価額が著しく低下しておりますが、同社の将来の事業計画に基づき、実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断しているため、評価損を認識しておりません。

同社の実質価額の回復可能性の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該計画には新規受注に伴う売上高の増加予測等の重要な仮定が含まれております。

なお、上記の仮定の変動によっては、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	61,219千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	116,571千円
短期金銭債務	48,632千円
長期金銭債務	92,619千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,423,510千円
営業取引以外の取引高	2,602千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,632,636	—	—	1,632,636

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	8,326 千円
貸倒引当金	19
株式報酬費用	42,833
一括償却資産償却超過額	12
未払社会保険料否認	871
その他	661
繰延税金資産合計	<u>52,725</u>

(繰延税金負債)

労働保険料	△97 千円
未収還付事業税	△13,752
その他有価証券評価差額金	△441,884
繰延税金負債合計	<u>△455,734</u>
繰延税金負債の純額	<u>△403,009</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	日本社宅サービス株式会社	(所有) 直接 100.0	経営指導等 役員の兼任	経営指導等(注)1 配当金の受取(注)2 資金の貸付(注)3	530,368 615,960 10,550,000	未収入金 － －	48,633 － －
	クラシテ株式会社	(所有) 直接 100.0	経営指導等 役員の兼任	経営指導等(注)1	215,883	未収入金	19,804
	株式会社 スリーS	(所有) 直接 100.0	経営指導等 役員の兼任	経営指導等(注)1 資金の貸付(注)3	30,310 5,000	未収入金 短期貸付金	2,788 5,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.経営指導料等については、業務内容を勘案し、両社協議のうえ、決定しております。
 2.配当金については、子会社の取締役会決議に基づき受領しております。
 3.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 4.上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 687円68銭
 (2) 1株当たり当期純利益 61円19銭